

第六十五回国 参議院商工委員会 會議録 第三号

昭和四十六年二月十八日(木曜日)
午前十時十五分開会

委員の異動

二月十五日

辞任

上林繁次郎君

補欠選任

鈴木 一弘君

二月十六日

辞任

近藤 信一君

補欠選任

大橋 和孝君

二月十七日

辞任

大橋 和孝君

補欠選任

近藤 信一君

鈴木 一弘君

二月十八日

辞任

赤間 文三君

補欠選任

山崎 竜男君

井川 伊平君

平島 敏夫君

平泉 渉君

木島 義夫君

出席者は左のとおり。

委員長 川上 為治君
理事 矢野 登君
山本 敬三郎君

委員

木島 義夫君

平島 敏夫君

山崎 竜男君

阿具根 登君

大矢 正君

近藤 信一君

上林繁次郎君

田淵 哲也君

国務大臣

政府委員

通商産業大臣 宮澤 喜一君
国務大臣 佐藤 一郎君

公正取引委員会

委員長 谷村 裕君

経済企画庁長官 岩田 幸基君

官房会計課長 高橋 淑郎君

通商産業大臣官房長 高橋 淑郎君

通商産業省公害保安局長 荘 清君

通商産業省鉱山石炭局長 本田 早苗君

事務局側

常任委員会専門員 菊地 拓君

本日の会議に付した案件

○産業貿易及び経済計画等に関する調査

(昭和四十六年度通商産業省の施策及び予算に関する件)

(昭和四十六年度経済企画庁の施策及び予算に関する件)

(公正取引委員会の業務概況に関する件)

○委員長(川上為治君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。
本日、赤間文三君、井川伊平君、平泉渉君が委員を辞任され、その補欠として山崎竜男君、平島敏夫君、木島義夫君が選任されました。

○委員長(川上為治君) 産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題とし、まず、通商産業大臣及び経済企画庁長官からその所信を聴取いたします。通産大臣。

○国務大臣(宮澤喜一君) 第六十五国会における

商工委員会の御審議をいただくに先立ち、通商産業行政に関する私の所信の一端を申し述べます。

第六十三国会において所信を表明いたしました際に、私は、国際的には、輸入の自由化、資本取引の自由化の推進、特惠関税の供与の問題をはじめ、わが国経済の国際化の促進が課題とされてお

り、また、国内的には、公害、物価、過密問題等を早急に解決しなければならぬ旨を強調いたしました。いま一年を振り返ってみまして、私は、

これらの課題の重要性がますますはつきりと浮び上がってきたように感ずる次第であります。昨年中に政府が実施いたしました各種の自由化措置あるいは前国会で成立いたしました数多くの公害関係法律は、いわば、これらの課題に正面から取り組み

もうとする姿勢のあらわれであります。私は、今後ともかかる姿勢を堅持して問題の解決に真剣に取り組み考えであります。七〇年代は、かつてわれわれが経験しなかつたような多様な問題を今後も次々に投げかけてくるであらうこともまた予想されるところであります。

このようなときにあたり、私は、通商産業行政に課せられた任務の重大さを痛感いたしますとともに、七〇年代の経済的展望を切り開いていくため、できる限りの努力を重ねる所存であります。

かかる見地から、今後の通商産業政策の重点につきましても、その大要を御説明申し上げたいと思

います。

第一は、公害対策の強化、消費者対策の推進等、国民生活の質的充実をさらに推し進めること

であります。

公害対策につきましても、電気自動車の開発、

瀬戸内海大型水理模型の建設に着手する等、公害

防止技術対策を拡充するとともに、重油脱硫に対

する関税軽減率の引き上げを行ない、また新たに

低硫黄原油の輸入についても関税を軽減すること

とするなど低硫黄化対策を推進するほか、公害防

止施設、産業廃棄物処理施設の整備に対する助成

措置等を拡充することとしております。

なお、政府といたしましては、今国会に環境庁

の設置につき別に提案するよう予定しております。

このような機構の整備により、公害問題をも

含め、環境保全対策の強化がはかられますが、通

商産業省といたしましても、所管の分野において

公害防止のための各種の指導、助成、調査、技術

開発を強力に推進するほか、企業内部における公

害防止体制の整備を促進し、環境庁の果たす機能と相まって公害防止に全力を傾ける所存であります。

消費者対策につきましても、商品テスト網の整備、商品品質検査制度の拡充等、消費生活の安全

の確保をはじめとする各種の対策を、きめこま

かい配慮を加えつつ推進してまいりたいと考えて

います。また消費者対策に関連して、消費者物価の上

昇を抑制するためには、流通部門、中小企業部門

のような生産性の向上がおくれている部門につ

て、近代化を中心とする諸対策を一そう促進する

とともに、輸入政策の積極的活用等につとめて

まいりたいと考えております。

第二は、わが国経済の国際的展開をはか

っていくこととあります。わが国経済の新たな飛躍を

実現し、また、世界経済の発展に対しても積極的に

寄与するためには、輸入及び資本取引の自由化そ

の他の経済の国際化を強力に推進する必要があり

ます。

政府は、昨年九月の関税関係協議会において残

存輸入制限品目数を今年九月末までに四十品目以

が国の残存輸入品目数は、ほぼ現在の西ドイツ並みになる予定であります。工業品のみについて比較いたしますと、西ドイツの二十に對しまして、わが国は十二ということになりま。また資本取引の自由化につきましても昨年九月に第三次資本自由化を実施し、自由化比率はおおむね八〇%に達しております。わが国からの對外投資につきましても、同時に、原則として一件百方ドル以下の案件を日銀限りの承認とする措置を講じました。懸案となつておりました發展途上国からの輸入品に対する特惠關稅の供与も、今年実施に移されるものと考えられます。

このようにわが國經濟の國際化は急速に進展しつつございすが、世界經濟に占める比重が高まつてまいりました今日、わが國經濟の質的向上と自由貿易を基調とする世由經濟の一その發展を確保するためには、今後ともこの面での努力を怠らなく努力することが必要であらうと考えます。

最近一部の分野において、わが國と他國との間にいわば摩擦現象が生じておりますが、わが國といひましたは、保護貿易的な動きを食い止めるために全力を尽くすと同時に、長期的視野に立つた國際協調への努力を続け、このような問題を解決すべきものと考える次第であります。昨秋再開されました日米纖維交渉におきましても、互譲の精神をもつて合意に達するよう努力を続けております。なお、經濟の國際的展開に伴う環境變化に對処するため、纖維産業等について、構造改善を積極的に推進するほか、特惠關稅の供与により影響を受けるおそれのある中小企業につきましても、事業転換を行なう際に税制、金融、信用保險等の面で特別の措置を準備することとしており、これらと内容とする法律の制定を予定しております。

次に、電子工業及び機械工業につきましては、最近におけるシステム化の進展その他著しい經濟的社會的諸條件の變化に對処して、生活環境の改善、省力化等の新しい需要を満たすことが強く要請されるに至つております。これにこたえて、電

子工業及び機械工業の高度化を一體的に推進するため、従来の法律にかえて新たな立法措置を講ずることを予定しております。

以上のほか、發展途上国との經濟關係の發展をはかるため、一次產品の開發輸入事業の促進、技術者の研修事業の強化その他の各種經濟協力を一そう積極的に進めるとともに、經濟の國際的展開を可能にする基盤としての貿易振興につきましても、日本輸出銀行の融資規模の拡大、日本貿易振興會の情報収集機能、海外広報体制の強化等を行なうこととしております。

第三は、わが國經濟の急速な拡大に對処するため、經濟發展の基礎條件である基礎資源、工業用地、工業用水などの確保をはからなければならぬこととあります。

まずまず大型化が予想されるわが國經濟にとつて、海外依存度のきわめて高い石油、非鉄金屬をはじめとする基礎資源の安定的かつ低廉な供給を確保することは、その發展にとって不可欠の要請となつております。このような見地から、わが國企業の手による海外資源の開發を促進することが必要とされておりますが、最近における原油價格引き上げに關する國際的な動きを見ておりますと、一段とその必要性を痛感する次第であります。

このため、石油開發公團の資金を大幅にふやし、石油探査開發事業に對する投資、債務保証等の業務を拡充するほか、金屬礦物探査促進事業團についてもその資金を拡充し、海外情報網の拡充、探査融資の拡大等をはかることとしております。

なお、石油流通の抜本的合理化と安全確保の見地から、石油パイプラインおよび原油中繼基地の建設を促進する必要がある、所要の調査の実施を予定しているほか、施設の建設に必要な資金につきましても確保をはかることとしております。

次に、産業立地政策につきましても、工業用水利用の合理化の推進、工業用水道の建設に對する助成を拡大するとともに、大規模工業基地の計画

的開發を推進する等、立地の適正化をはかることとしております。また農村地域へ工業を計画的かつ積極的に導入するとともに、これと相まつて農業の振興をはかり、農業と工業の均衡ある發展を期するため、これに必要な法律の制定を予定しております。

第四は、中小企業、流通部門の近代化についてであります。これらの部門は、わが國經濟においてきわめて重要な地位を占めておりますが、わが國經濟の國際的展開、物価の上昇等、内外經濟情勢の變化に對処するためには、生産性向上の面で立ちおくれているこれらの分野における近代化、合理化が急務となつております。

このため中小企業につきましても、中小企業構造の高度化をはかるため、中小企業振興事業團の融資を大幅に拡充するとともに、中小企業の近代化投資等に必要資金を円滑に供給するため、政府關係中小企業金融機關の資金量を拡大する等、金融政策を強化することとしております。また信用補完制度を改善するため、保險限度額の引き上げ等を行なうこととしており、所要の法律の改正を予定しております。

次に、業種別の構造改善につきましても、中小企業近代化促進法に基づき、積極的に推進することとしており、また經濟環境の變化の影響を特に強く受ける小規模企業に對しては、経営改善普及事業の充實、國民金融公庫の融資の拡大等の諸施策を一そう充實させることとしております。

流通部門の近代化につきましても、卸総合センター、卸商業団地、大規模ショッピングセンター等の建設を促進するとともに、ポランタリーチェーンの結成など一般小売り商の協業化、組織化を進め、小売り商の體質強化をはかることとしております。また、流通活動のシステム化を通じて流通機能の高度化と生産性の向上をはかるため、近代的集配センターの整備に對する助成措置を拡充するほか、所要の対策を実施することとしております。

第五は、獨創的な技術の開發と情報處理の高度

化、産業のシステム化を推進するとともに、新しい産業を積極的に育成することにより、いわば未知なるものへの挑戦を行なうこととあります。

まず、技術開發力の強化につきましても、大型プロジェクトとして、新たに、さきに述べました電気自動車のほか、パターン情報處理システム、航空機用ジェットエンジンの三テーマを追加するとともに、重要技術研究開發補助金及び試驗所特別研究費を増額するなど、施策の強化、充實を行なうこととしております。また、中國地方の産業技術の振興をはかるため、新たに中國工業技術試驗所を設立することとしております。

さらに、情報化の進展に對処して、昨年発足いたしました情報處理振興事業協會の事業規模を大幅に拡充するとともに、國產電子計算機が市場における定着をはかるため、日本電子計算機株式會社の所要のレンタル資金の確保をはかることとしております。また情報處理關連技術の研究開發の推進、民間シンクタンクの育成、特許情報センターの設立など情報化の進展に對して施策の強化、拡充をはかることとしております。

さらに、新しい産業分野の開拓につきましても、住宅産業、海洋開發産業等に對する金融上の助成、關連技術の振興対策等を講ずることとしております。

最後に石炭対策につきましても、現在いわゆる第四次石炭対策を実施中であり、昭和四十六年度におきましても石炭産業の再建と保安の確保をはかるため所要の対策を講ずるとともに、やむを得ず発生する終閉山につきましても、これに伴う社會的影響を緩和するため、十分な配慮を払つてまいり所存であります。なお、石炭対策の推進に關連いたしまして、産炭地域振興臨時措置法、電力用炭販売株式會社法の存続期間を延長するほか、産炭地域振興審議會、臨時石炭対策本部の存続期間を延長する必要があるため、所要の改正法律の制定を予定しております。

以上申し述べました施策を中心として、昭和四十六年度一般會計予算に千三百三十七億円、石炭對

策特別会計に九百十三億円をそれぞれ通商産業省分として計上するとともに、財政投融資においても通商産業省関係として一兆三千八百九十七億円を予定しております。

私は、以上の諸施策の実施を通じて、健康で豊かな国民生活の実現とわが国経済の繁栄のため最善を尽くす所存でございますが、委員各位におかれましては、何とぞ一そうの御理解と御支援を賜わりますようお願い申し上げます。

○委員長(川上為治君) 次に、佐藤経済企画庁長官。

○国務大臣(佐藤一郎君) 初めに四十五年度の経済情勢について申し上げます。

わが国経済は、昨年夏ごろから景気は次第に落ち着きの方向に向かい、需要の停滞と供給の増大を背景に、製品在庫の増加、設備投資の繰り延べが進む中で、景気はこのところ鎮静の度を強めております。

こうした情勢を背景に、日本銀行は、昨年十月及び本年一月の二回にわたり公定歩合を引き下げましたが、今後の推移としては、消費需要等は依然堅調であるものの、投資需要の伸びの鈍化等が予想されますので、年度全体の総需要の伸びは前年度を下回ることになると思われます。すなわち、四十五年度の国民総生産は、実質一〇・八％程度の伸び、規模にして七十三兆円程度、また国際収支は、総合収支で九億一千万ドル程度の黒字が見込まれます。

他方、物価について見ますと、卸売り物価は年度当初ごろから落ちついた推移を見せている反面、消費者物価は依然強い騰勢を続けており、前年度比七・三％程度の高い上昇となることが懸念されます。

次に、四十六年度わが国経済の見通しについては、四十五年度後半からの景気鎮静のあとを受け、経済の動向にはなお注目すべきものがあり、また消費者物価の騰勢は引き続き強いものと思われ、さらには海外におきましても、世界貿易の伸

びの鈍化等注目すべき要因も少なくありません。

このような内外の諸情勢にかんがみ、四十六年度の経済運営にあたりましては、景気の動向を注視しつつ、財政金融政策をはじめとする経済政策の適切かつ機動的な運用により、総需要を適正に保ち、わが国経済を安定成長路線に定着させることを基本とし、物価の安定を最重点課題として取り組むとともに、社会開発の積極的な推進、対外経済政策の積極的な展開、経済体制の改善と経済発展の基盤の強化等に重点を置いて政策運営を行なうてまいする所存であります。

こうした経済運営のもとで、四十六年度経済の姿を想定いたしますと、経済は年度間を通じてゆるやかな成長過程をたどり、国民総生産の規模は八十四兆円程度、経済成長率は前年度を若干下回る実質一〇・一％程度となる見込みであります。

次に、当面する最重点課題である物価の安定について申し上げます。

物価につきましましては、卸売り物価は引き続き落ちついた推移を示すものと見込まれますが、さきにも申し述べましたように消費者物価は依然強い上昇基調にあります。このような物価情勢に対処し、各般の物価対策を強力に実施することによって、来年度の消費者物価の上昇を五・五％程度にとどめるよう努力する所存であります。

このため、生鮮食料品の安定供給の確保、農業、中小企業等の構造改善を強力に推進することとし、四十六年度予算において格段の配慮をいたしました。

また、輸入政策の活用、競争条件の整備、地価の安定等の諸施策についても、これを積極的に進めてまいります。

さらに政府は、率先して物価を抑制する強い姿勢を明らかにする等のため、公共料金の引き上げを敢て抑制する方針を決定し、主要な公共料金は、これを据え置くこととしております。

しかしながら、物価の安定には、政府自身の政策努力に対応する国民各層の理解と協力があつて、

初めて効果を期待し得るものも少なくありません。最近のように景気が鎮静化する中で、これまでのような加減的な賃金の上昇が今後も継続するとすれば、賃金コストの上昇と、その価格への転嫁という形で、物価情勢はさらに深刻化するおそれ強いのであります。今後の賃金や価格の決定に際しましては、労使とも国民経済的観点から、節度ある行動をとられるとともに、高い生産性を実現している分野においては、その成果を適切に消費者に還元するようつとめることが期待されるのであります。

物価政策と並んで、国民生活にとって重要な消費者行政につきましましては、消費者保護基本法の精神に従い施策を進めておりますが、有害食品、虚偽表示等、消費者にとつて問題となる事例はあとを断たない情勢にあります。そこで政府は、昨年十一月の消費者保護会議において、食品等による危害の防止、規格及び表示の適正化等に関し、制度の改善整備等の具体的施策を策定いたしました。今後は、これらの諸施策の一そう強力な推進をはかつてまいする所存であります。

また、公害問題につきましましては、豊かな環境の形成、維持のため、公害対策の充実強化に鋭意努力してまいります。水質汚濁防止につきましましては、さきの臨時国会において、排水基準の全水域への適用、排水基準違反に対する直接の罰則の適用等、排水規制の格段の強化を内容とする水質汚濁防止法が制定されましたので、今後は、本法によって公害行政の強力な展開をはかり、公共用水域の水質汚濁防止に万全を期する所存であります。

次に国土の総合開発の推進について申し上げます。

今後長期にわたつて経済の持続的発展と国民福祉の向上を達成するためには、国民の活動の場である日本列島の全域にわたつて、新しい時代にふさわしいダイナミックな発展と人間性豊かな環境が確保されるよう国土総合開発の積極的推進が必要であります。

これまでに、高速度道路や新幹線鉄道等、国土開発の基本的事業を進めてまいりましたが、今後はこれらの事業の実施テンポを早めるとともに、新しい大規模な工業基地や畜産基地等、産業開発のプロジェクトを具体化し、さらに、公害の防止や自然の保護、レクリエーション地区の整備など、環境保全のための大規模な事業を、長期的観点に立つて推進すべき時期にきていると考へます。全国土の一そうの活用をはかり、能率のよい生産活動と豊かな環境のもとで、国民の充実した生活が確保されるよう、さらに一段と努力してまいする所存であります。

最後に、わが国経済の国際化への対応の問題について申し上げます。

世界経済の中におけるわが国経済の地位が著しく向上し、国際収支にゆとりが増大した今日、自国中心主義的な考え方を排し、広く世界経済的な視点に立つた資源の適正配分を力強く進めることが必要であります。

このため、本年においてもすでに日程にのぼつてゐる残存輸入制限撤廃の促進、特惠関税の供与、第四次資本自由化をはじめとする貿易、資本の自由化、経済協力の拡充を鋭意遂行してまいする所存であります。

以上、主要な施策について申し上げました。本委員会及び委員各位の御支援と御鞭撻をお願い申し上げます。

○委員長(川上為治君) 次に、昭和四十五年における公正取引委員会の業務の概況について、公正取引委員会委員長から説明を聴取いたします。公正取引委員会委員長。

○政府委員(谷村裕君) 昭和四十五年中における公正取引委員会の業務の概略につきまして、お手元に資料をお届けいたしました。その主要な点につきまして御説明いたします。今日のわが国経済社会において、その健全な発展のためには、独占禁止政策を有効、適切に運営することにより競争条件の整備をはかることが必

要不可欠であり、また、このことは、消費者物価の問題につきましても、価格メカニズムを有効に機能させ、価格形成が適正に行なわれるようにする上においても急務とされております。

このような現状にかんがみ、公正取引委員会は、昭和四十五年におきまして、私的独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、不当景品類及び不当表示防止法等を厳正かつ強力に運用することにより、違法な価格協定の取り締まり、管理価格の調査、再販売価格維持行為の弊害規制の検討、不当な国際的契約の監視、下請取引の適正化、過大な景品類の提供及び虚偽、誇大な表示の規制などの業務を遂行してまいりました。

まず、私的独占禁止法の施行に関する業務といたしましては、同法違反被疑事件について、昭和四十五年中に二百十六件につきまして審査を行ない、そのうち法的措置をとりましたものは、審決四十件でありましたが、消費物資の価格協定がおもなものであります。

昭和四十五年中における経済実態の調査といたしましては、管理価格調査、流通支配調査、巨大企業の市場行動調査及び集中度調査を行ないました。中でも、管理価格調査につきましては、昭和四十五年中に写真用フィルム、アルミ地金、家庭用合成洗剤について調査結果を発表し、その後も引き続きビール、グルタミン酸ソーダ、ピアノ及び板ガラスにつきまして調査を実施いたしております。なお、管理価格問題につきましては、この問題の重要性にかんがみ、広く各界の意見を聞くことが肝要でありますので、これまでに独占禁止懇話会で十回にわたり討議をお願いいたしました。その討議結果につきましては、昭和四十五年七月に管理価格問題についての中間的取りまとめを得ております。

再販売価格維持契約制度につきましては、その弊害の規制について検討を進めてまいりましたが、個々の契約内容につきましても、それぞれが正当な行為の範囲を逸脱したり、また、一般消費者の利益を不当に害することのないよう厳重に規

制を加えてまいる所存であります。なお、昭和四十五年中における再販売価格維持契約の成立届け出は十四社、十七件であり、昭和四十五年十二月末現在、再販売価格維持契約を実施しているものは九十九社、百三十八件となっております。

不公正な取引方法に関する業務といたしましては、歩積み、両建て等の拘束預金につきまして、その実態を把握するため、昭和四十五年五月末及び十一月末の二回にわたり、約九千の中小企業者を対象にアンケート調査を実施いたしました。これによりますると、拘束預金は、まだ十分満足すべき状態ではないと認められますので、公正取引委員会といたしましては、今後さらにその改善につとめてまいりたいと考えております。

次に、私的独占禁止法に基づく届け出に関する業務といたしましては、まず、国際的契約等の届け出は、千七百三十三件のほりでしたが、技術導入契約がその大部分を占めております。

会社の合併、営業の譲り受け等の届け出につきましては、それぞれ千九十八件、三百九十二件となっており、その内訳は、中小規模の会社が近代化、合理化をはかるために合併を行なうものが大部分を占めておりますが、大企業の合併も増加傾向を示しております。

私的独占禁止法に基づく共同行為の認可につきましては、昭和四十五年中には、企業合理化のための共同行為として、合成染料及び鉄くずについて、いずれも実施期間の延長を認可いたしました。

下請代金支払遅延等防止法の施行に関する業務といたしましては、昭和四十五年中に下請代金の支払い状況を中心に五千七百三十二の親事業所に對しまして調査を行ない、そのうち五十八件につきまして同法第七条の規定に基づく勧告を行なっております。また、手形期限の短縮を促進するため主要業種ごとに設けられている標準的な手形期限について、関係団体の協力を得て、機会あるごとにその周知徹底をはかっております。

業務といたしましては、過大な景品類の提供について十五件、不当表示について三十五件の排除命令を行なうとともに、一業種について過大な景品類の提供を制限する告示を制定いたしました。そのほか、食品関係三業種につきまして公正競争規約を認定いたしました。また、昭和四十五年には、家庭用電気製品について、メーカーのつけている現金正価と実際に売買されている価格との間に大きな隔たりがあることは、消費者の正しい商品選択を妨げるものであるとして、これらの不当な価格表示の是正につとめてまいりました。

最後に、昭和四十六年度の公正取引委員会の予算案であります。本国会に御審議をお願いいたしております公正取引委員会の予算案は、総額六億五千二百七十六万二千円でありまして、本年度に比し八千八百十八万円の増額となっております。

その内容は、事務局定員九名の増員に伴う経費のほか、管理価格調査経費、審査関係経費、国際的契約関係経費並びに不当景品類及び不当表示防止法施行経費の増額などがおもなものであります。

今後、公正取引委員会の業務は一そう重要性を増すとともに、従来にも増して繁忙の度を加えるものと思いますが、各位の御支援を得まして重責を果たしてまいりたいと思っております。何とぞよろしく御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げます。

○委員長(川上為治君) 次に、通商産業省及び経済企画庁からそれぞれの予算について説明を聴取いたします。通産省高橋官房長。

○政府委員(高橋淑郎君) 昭和四十六年度の通商産業省関係予算案及び財政投融資計画の説明資料は、お手元に差し上げてございますが、その要点につき簡単に御説明申し上げます。

昭和四十六年度の通商産業省所管一般会計予算経費要求額は千三百三十七億円であります。前年度予算に対して百六十四億円、一六・九%の増と

なっております。次に、重点事項別に内容を御説明申し上げます。

第一の柱として掲げました国民生活の質的充実につきましては、まず公害の防止対策といたしまして、産業公害総合事前調査の充実、産業公害相談事業の拡充等をはかるほか、新たに休廃止鉱山鉱害対策、製革業公害防止対策等を実施することとしております。

なお、当省関係の公害防止対策費は、電気自動車、瀬戸内海大型水理模型の建設など、公害防止技術開発関係の経費等を含めると総額二十六億円でありまして、これは対前年度八八%の増でございます。

また、消費者利益の保護増進につきましては、商品テスト網の整備、消費者価格モニター設置等二億円を計上いたしております。

第二の経済の国際的展開につきましては、まず、経済協力の推進をはかるため、発展途上国産品の開発輸入促進事業、資源開発協力基礎調査事業等を拡充するとともに、新たに民間経済協力推進事業を実施するなど、三十八億円を計上しております。

また、貿易の振興と海外の投資の促進につきましては、ジェトロほか各種貿易振興機関の拡充をはかるため七十八億円を計上しております。

第三に、経済発展の基礎条件を確保するため、基礎資源の開発と総合エネルギー政策の推進を行なうこととして、内外の鉱物資源開発については、従来から行なっております各種の調査、探鉱事業を一そう強化拡充いたすほか、石油パイプライン建設調査、地質調査船調査などを行なうこととし、三十六億円を計上しております。

また、産業立地対策といたしましては、従来に引き続き大規模工業基地開発等の積極化をはかるほか、新たに農村地域工業開発の促進につとめるとともに、工業用水道事業を大幅に拡大することといたしまして、百二十九億円を計上しております。

第四に、中小企業及び流通部門の近代化を促進するため、まず中小企業対策といたしましては、中小企業振興事業団の事業の大幅な拡大、経営指導員の待遇改善等による小規模事業対策の拡充、中小企業指導事業の推進等のため、前年度予算に對して二・二％増の四百五十三億円を計上しております。

次に、繊維工業の構造改善の推進につきましては、中小企業振興事業団が繊維工業の設備の近代化に對して行なう融資につきまして、事業規模の大幅な拡大をはかることといたしております。

また、流通部門の合理化につきましては、流通システム化を中心として流通近代化対策を推進するほか、新たに広告活動の適正化等をも促進してまいることとしております。

第五に、技術開発力の強化、情報化の推進等創造的発展への指向につきましては、まず技術開発力の強化をはかる見地から新たに公害防止のための電気自動車、パターン情報処理システム及び航空機用ジェットエンジンの開発を大型プロジェクトとして取り上げるとともに、中国工業技術試験所の新設、瀬戸内海大型水理模型の建設等を行なうこととし、また、特許行政につきましても、その強化拡充をはかることとしておりまして、このため二百五十億円を計上しております。

次に、情報化の推進につきましては、情報処理振興事業協会に對する助成を拡充すること等により、情報化社会の進展に對処することとしております。

また、次期民間輸送機、YXの開発につきましては、差しあたり昭和四十六年度において予算を計上しておりませんが、今後開発の具体的構想が固まった段階において何らかの所要の財政措置を講ずることといたしております。

以上の一般会計のほか、特別会計といたしまして、アルコール専売事業特別会計は歳入百十六億円、歳出九十二億円、輸出保険特別会計は、歳入歳出とも三百五十一億円、機械類信用保険特別会計は、歳入歳出とも十七億円を計上しております。

また、石炭対策特別会計につきましては、歳入歳出とも千六十一億円を計上しており、このうち当省関係の歳出は九百十三億円でありますが、これにより引き続き石炭鉱業の合理化再建、保安の確保、終閉山の円滑化、鉱害処理の促進、産炭地域の振興等の施策を推進することといたしております。

次に、当省関係の財政投融资計画につきましては御説明申し上げます。

昭和四十六年度の当省関係の財政投融资計画は総額一兆三千八百九十七億円でありまして、前年度当初計画一兆一千八百五十四億円に比べ一・七・二％の増となっております。

以下おもな機関別にその概要を御説明いたします。

まず、日本輸出銀行につきましては、資源開発の要請に對処して、輸入投資分を重点的に増額する等によりまして、貸し出し規模を前年度計画に對し二・四・四％増と大幅に拡大することといたしております。

次に、中小企業金融三機関につきましては、前年度当初計画比一・八％増の普通貸し付け規模を確保するとともに、特恵転貸貸し付け制度の新設、構造改善貸し付けワック、公害防止貸し付けワックなどの特別貸し付け制度の充実をはかつておりまして、また中小企業振興事業団につきましても、構造改善を強力に推進するために必要な財政投融资を確保することとしております。

日本開発銀行につきましては、公害の防止、日本電子計算機株式会社の子会社、國産技術の振興等に對する融資の拡充をはかるとともに、新たに住宅産業ワックを創設し、また特恵対策の一環として黄麻工業を産業構造改善金融ワックの対象に追加するほか、流通近代化に對する融資を確保するなどの措置を講ずることとしております。

公害防止事業団につきましては、貸し付け事業を中心とする事業規模を二百七十八億円と飛躍的に増大させることとしております。

また、資源開発株式会社につきましては、既着手工事の本格化と新規地点の着工に伴い事業規模を三百十七億円と大幅に拡大いたしております。

また、電源開発株式会社につきましては、既着手工事の本格化と新規地点の着工に伴い事業規模を三百十七億円と大幅に拡大いたしております。

また、日本航空機製造株式会社につきましては、YS11の量産事業のつなぎ資金として、短期市中借り入れに對する政府保証を行なうにとどめまして、航空機工業審議会における同社再建策の策定を待つことといたしております。

以上、通商産業省関係の予算案及び財政投融资計画につきまして御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(川上為治君) 次に、経済企画庁岩田官房会計課長。

○政府委員(岩田幸基君) 昭和四十六年度経済企画庁関係の予算及び財政投融资計画につきまして、その概要を御説明申し上げます。

総理府所管一般会計歳出予算のうち、当庁関係予算の総額は五百二十一億八千四百六十三万円でありまして、前年度予算額四百三十七億五千六百三十三万円に比較いたしますと八十四億三千三百三十三万円の増額となっております。

これを予算の主要経費別に区分いたしますと、公共事業関係費以外の経済企画庁一般の経費では五十八億五千四百二十二万円を計上しております。前年度予算額に比較いたしますと十四億八千三百三十四万円の増額となっております。

公共事業関係費では四百六十三億三千三百二十一万円を計上しております。前年度予算額に比較いたしますと六十九億四千九百六十六万円の増額となっております。

額となっております。次に、経費の内訳につきまして御説明申し上げます。

第一に、(項) 経済企画庁として二十五億八千六百二十八万円を計上しております。前年度予算額に比較いたしますと七億四千四百八十三万円の増額となっております。この経費は、人に伴う経費及び一般事務を処理するため必要な経費のほか、経済基本政策の企画立案及び調整、国民生活の充実対策、長期経済計画の策定、国土の総合開発、内外の経済動向調査及び分析等を行なうため必要なものであります。

昭和四十六年度におきましては、昭和四十五年十月に発足させました特殊法人国民生活センターの充実をはかるとともに、地方消費生活センターの増設、物価問題調査の拡充、公共用水域の水質汚濁防止のための基準設定、監視の強化に重点を置いております。

第二に、新たに(項) 総合研究開発調査費として一億五千万円を計上しております。この経費は、幅広い分野の人材の協力による特定課題に関する総合的な研究開発のための機構に関する調査を行なうため必要なものであります。

第三に、(項) 国土調査費として二十三億八千二百二十一万円を計上しております。前年度予算額に比較いたしますと四億六千二百四十七万円の増額となっております。この経費は、国土調査法に基づいて地方公共団体が行なう地籍調査等の経費の一部補助及び基準点測量等を行なうため必要なものであります。

国土調査事業につきましては、国土調査事業十年計画に基づいてその促進をはかることとしております。

第四に、(項) 豪雪地帯対策特別事業費として一億五千五百万円を計上しております。前年度予算額に比較いたしますと二千六十七万円の増額となっております。この経費は、豪雪地帯において、地方公共団体が雪上車を購入する場合及び特

別豪雪地帯において雪上車の管理を行なう等の機能能を総合的に備えた充雪管理センターを建設する場合に、その経費の一部を補助するため必要なものであります。

第五に、(項) 振興山村開発総合特別事業費として一億六百七十五万円を計上しております。この経費は、地方公共団体、振興山村において分散小集落の移転統合など総合的な集落再編モデル事業を実施する場合に、その経費の一部を補助するため必要なものであります。

第六に、(項) 地域開発計画調査費としては前年度と同額の八千万円を計上しております。この経費は、各省庁の所管する各種の地域開発計画に関する調査の総合効果を確保するとともに後進地域の開発に関する調査を行なうため必要なものであります。

第七に、(項) 経済研究所として三億九千八百八十八万円を計上しております。前年度予算額に比較いたしますと一億五百六十三万円の増額となっております。この経費は、経済構造及び経済循環の基礎的な研究調査並びに国民経済計算の調査及び分析等のため必要なものであります。

次に、公共事業関係費の内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、第一に、離島振興関係事業費として二百五十一億八千三百三十三万円を計上しております。前年度予算額に比較いたしますと四十六億三千四百七十八万円の増額となっております。この経費は、離島における道路、港湾等の整備、産業基盤の整備、生活環境及び国土保全施設の充実に必要な事業の推進をはかるためのものであります。

第二に、(項) 水資源開発事業費として百三十三億五千三百九十九万円を計上しております。前年度予算額に比較いたしますと十八億一千四百八十八万円の増額となっております。この経費は、水資源開発公団が、利根川、淀川、筑後川、木曾川及び吉野川の各水系における建設事業等を継続実施するほか、琵琶湖開発事業に着手し、また、新たに日吉ダム及び筑後大堰に関する実施計画調査

を行なうとともに、すでに完成した施設の管理を行なうため必要なものであります。

第三に、(項) 国土総合開発事業調整費として七十八億円を計上しております。前年度予算額に比較いたしますと五億円の増額となっております。この経費は、各省庁の所管する開発、保全に関する事業相互間の進捗の不均衡の調整及び新全国総合開発計画の推進をはかるために実施する大規模、かつ、広域にわたる開発、保全に関する事業の調査について総合的な調整を行なうため必要なものであります。

以上、一般会計予算の概要を御説明申し上げますが、次に、経済企画庁関係の財政投融资計画につきまして、簡単に御説明申し上げます。

まず、海外経済協力基金につきましては、最近における対外経済協力基金の要請にこたえるため、事業規模として前年度に対し百六十億円増の八百九十億円を予定しております。この内訳は、直接借款七百六十億円及び一般案件百三十億円でございます。これに要する資金には、資金運用部資金から四百億円の融資を受けるほか、一般会計からの出資金三百三十億円を含めた自己資金等四百九十億円を充てることにしております。

次に、東北開発株式会社につきましては、会社の経営基盤の整備強化をはかるとともに、新たに内陸工業団地の造成等、東北開発促進にとつて必要な開発事業を実施することとし、事業資金として前年度に対し六億円増の二十三億円を予定しております。これに要する資金には、産業投資特別会計からの四億円のほか、公債十九億円を充てることにしております。

次に、水資源開発公団につきましては、(項) 水資源開発事業費で御説明申し上げました利根川、淀川等五水系における開発事業の推進及び完成施設の管理等のため総事業費として前年度に対し八十六億円増の四百九十四億円を予定しております。これに要する資金には、資金運用部資金から百十五億円の融資を受けるとともに、公債五十九億円のほか、水資源開発事業費を含めた自己

資金等三百二十億円を充てることにしております。

最後に、北海道東北開発公庫につきましては、資金需要の増大に対処するため、貸し付け規模として前年度に対し九十五億円増の六百十五億円を予定しております。これに要する資金には、産業投資特別会計からの出資金十億円、資金運用部資金等政府資金と公債債で五百五億円のほか、自己資金等百億円を充てることにいたしております。以上をもちまして経済企画庁関係の予算並びに財政投融资計画についてその概要を御説明申し上げます。

何とぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長(川上為治君) 以上で大臣の所信及び政府側の説明は終わりました。質疑は後日に譲ります。

なお、次回は二月二十三日午後一時から開会する予定でございます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時七分散会

一月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、産炭地域振興臨時措置法等の一部を改正する法律案

産炭地域振興臨時措置法等の一部を改正する法律案

産炭地域振興臨時措置法等の一部を改正する法律案

(産炭地域振興臨時措置法の一部改正)
第一条 産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「十年」を「二十年」に、「昭和五十五年」を「昭和六十五年」に改める。
(電力用炭販売株式会社法の一部改正)

第二条 電力用炭販売株式会社法(昭和三十八年

法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)
第三条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和四十六年十一月十二日」を「昭和五十六年十一月十二日」に改める。

附則第五項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

附則
この法律は、昭和四十六年三月三十一日から施行する。

二月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、医薬品の再販売価格維持契約制度の存続に関する請願(第二二〇号)

第二二〇号 昭和四十六年一月二十九日受理
医薬品の再販売価格維持契約制度の存続に関する請願

請願者 香川県善通寺市善通寺町三五六ノ三 竹林正和 外十三名

紹介議員 玉置 猛夫君
最近、医薬品の再販売価格維持契約制度の洗直しや廃止論が叫ばれているが医薬品の価格の安定は国民の健康管理の重責を果たすために不可欠であり、また、価格がまちまちでは需要者の不安を招くことになるから、再販制度を維持することはもとより、確定再販とするよう要望する。

二月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法案

一、中小企業特恵対策臨時措置法案

一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法案

特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、特定電子工業及び特定機械工業について、生産技術の向上及び生産合理化を促進することにより、その振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与し、あわせて国民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「電子機器」とは、電子管、半導体素子その他これらに類似する部品を使用することにより電子の運動の特性を応用する機械器具並びに主としてこれに使用される部品及び材料をいう。

2 この法律において「機械」とは、機械器具(電子機器であるものを除く。)及び主としてこれに使用される部品(部品の半製品を含む。以下同じ。)をいう。

(高度化計画)

第三条 主務大臣は、次に掲げる事業について、その生産技術の向上又は生産の合理化を促進するうえでの基本となるべき事項に関する計画(以下「高度化計画」という。)を定めなければならない。

一 電子機器を製造する事業のうち、次に掲げるもの(以下「特定電子工業」という。)

イ わが国において生産技術が確立されてい
ないか又はその水準が外国の水準に比べて著しく低い電子機器のうち、生産技術に関する試験研究(試作を含む。以下同じ。)を特に促進する必要があるものであつて政令で定めるものを製造する事業

ロ わが国において工業生産が行なわれていないか又は生産数量が著しく少ない電子機

器のうち、工業生産の開始又は生産数量の増加を特に促進する必要があるものであつて政令で定めるものを製造する事業

ハ 性能又は品質の改善、生産費の低下その他生産の合理化を特に促進する必要がある電子機器であつて政令で定めるものを製造する事業

二 機械を製造する事業のうち、次に掲げるもの(以下「特定機械工業」という。)

イ 危害の防止若しくは生活環境の保全若しくは新技術の企業化、省力化その他の事業活動の方式の改善又は機械を製造する事業の基盤の強化(以下「危害の防止等」という。)に資するため、生産技術に関する試験研究を特に促進する必要がある機械であつて政令で定めるものを製造する事業

ロ 危害の防止等に資するため、性能又は品質の改善、生産費の低下その他生産の合理化を特に促進する必要がある機械であつて政令で定めるものを製造する事業

2 高度化計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 前項第一号イの特定電子工業及び同項第二号イの特定機械工業にあつては、イの事項及び必要に応じロ又はハの事項

イ 試験研究の内容及びその完成の目標年度

ロ 試験研究に必要な資金に関する事項

ハ その他試験研究の促進に関する重要事項

二 前項第一号ロの特定電子工業にあつては、イの事項及び必要に応じロからニまでの事項

イ 工業生産の開始の目標年度又は目標年度における生産数量

ロ 新たに設置すべき設備の種類及び数量

ハ 工業生産の開始又は生産数量の増加に必要な資金に関する事項

ニ その他工業生産の開始又は生産数量の増加の促進に関する重要事項

号ロの特定機械工業にあつては、イの事項及び必要に応じロからホまでの事項

イ 目標年度における性能又は品質、生産費その他合理化の目標

ロ 新たに設置すべき設備の種類及び数量

ハ 適正な生産の規模又は事業の共同化若しくは生産すべき品種の専門化に関する事項

ニ 合理化に必要な資金に関する事項

ホ その他合理化の促進に関する重要事項

3 高度化計画には、機械に電子計算機その他の電子機器を組み合わせることに伴う自動化その他の機械の性能の向上(以下単に「機械の自動化等」という。)の促進について、特に配慮が払われなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定により高度化計画を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(計画の変更)

第四条 主務大臣は、特定電子工業又は特定機械工業(以下「特定電子工業等」という。)に関する技術の著しい進歩又は生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、高度化計画を変更しなければならない。

2 前第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(資金の確保)

第五条 政府は、高度化計画に定める所要の資金について、その確保又は融通のあつせんに努めるものとする。

(共同行為の実施に関する指示)

第六条 主務大臣は、第三条第一項第一号ハの特定電子工業又は同項第二号ロの特定機械工業(以下「合理化関係特定電子工業等」という。)

に關して、当該事業に係る高度化計画に定める合理化の目標を達成するため必要があると認めるときは、当該事業を営む者に対し、規格の制限又は技術の制限に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。

2 主務大臣は、合理化関係特定電子工業等のうち、生産の合理化を促進しなければ国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあるものについて、当該事業に係る高度化計画に定める合理化の目標を達成するためやむを得ない必要があると認めるときは、当該事業を営む者に対し、次の事項に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。

一 品種の制限(規格の制限を除く。)

二 部品又は原材料の購入方法

三 生産施設の利用

3 主務大臣は、第一項に規定する規格の制限に係る共同行為をもつてしては第三条第一項第一号ハの政令で定める電子機器又は同項第二号ロの政令で定める機械(以下「合理化関係電子機器等」という。)の規格の制限をすることが困難である場合において、特に必要があると認めるときは、その合理化関係電子機器等を部品又は材料として使用して電子機器又は機械(以下「電子機器等」という。)を製造する事業(以下「電子機器等製造事業」という。)

に關して、当該事業に係る高度化計画に定める合理化の目標を達成するためやむを得ない必要があると認めるときは、当該事業を営む者に対し、次の事項に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。

一 品種の制限(規格の制限を除く。)

二 部品又は原材料の購入方法

三 生産施設の利用

3 主務大臣は、第一項に規定する規格の制限に係る共同行為をもつてしては第三条第一項第一号ハの政令で定める電子機器又は同項第二号ロの政令で定める機械(以下「合理化関係電子機器等」という。)の規格の制限をすることが困難である場合において、特に必要があると認めるときは、その合理化関係電子機器等を部品又は材料として使用して電子機器又は機械(以下「電子機器等」という。)を製造する事業(以下「電子機器等製造事業」という。)

に關して、当該事業に係る高度化計画に定める合理化の目標を達成するためやむを得ない必要があると認めるときは、当該事業を営む者に対し、次の事項に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。

一 品種の制限(規格の制限を除く。)

二 部品又は原材料の購入方法

三 生産施設の利用

3 主務大臣は、第一項に規定する規格の制限に係る共同行為をもつてしては第三条第一項第一号ハの政令で定める電子機器又は同項第二号ロの政令で定める機械(以下「合理化関係電子機器等」という。)の規格の制限をすることが困難である場合において、特に必要があると認めるときは、その合理化関係電子機器等を部品又は材料として使用して電子機器又は機械(以下「電子機器等」という。)を製造する事業(以下「電子機器等製造事業」という。)

に關して、当該事業に係る高度化計画に定める合理化の目標を達成するためやむを得ない必要があると認めるときは、当該事業を営む者に対し、次の事項に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。

一 品種の制限(規格の制限を除く。)

二 部品又は原材料の購入方法

三 生産施設の利用

3 主務大臣は、第一項に規定する規格の制限に係る共同行為をもつてしては第三条第一項第一号ハの政令で定める電子機器又は同項第二号ロの政令で定める機械(以下「合理化関係電子機器等」という。)の規格の制限をすることが困難である場合において、特に必要があると認めるときは、その合理化関係電子機器等を部品又は材料として使用して電子機器又は機械(以下「電子機器等」という。)を製造する事業(以下「電子機器等製造事業」という。)

に關して、当該事業に係る高度化計画に定める合理化の目標を達成するためやむを得ない必要があると認めるときは、当該事業を営む者に対し、次の事項に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。

一 品種の制限(規格の制限を除く。)

二 部品又は原材料の購入方法

三 生産施設の利用

3 主務大臣は、第一項に規定する規格の制限に係る共同行為をもつてしては第三条第一項第一号ハの政令で定める電子機器又は同項第二号ロの政令で定める機械(以下「合理化関係電子機器等」という。)の規格の制限をすることが困難である場合において、特に必要があると認めるときは、その合理化関係電子機器等を部品又は材料として使用して電子機器又は機械(以下「電子機器等」という。)を製造する事業(以下「電子機器等製造事業」という。)

害するおそれがないこと。

三 不当に差別的でないこと。

(共同行為の指示の変更等)

第八条 主務大臣は、第六条第一項から第三項までの規定による指示に係る共同行為の内容が前条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならない。

2 第六条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(共同行為の届出)

第九条 第六条第一項から第三項までの規定による指示(前条第一項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた者は、その指示に従つて共同行為をしたときは、遅滞なく、主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。これを變更し、又は廢止したときも、同様とする。

(規格の制限に関する命令)

第十条 主務大臣は、第六条第一項の規定により規格の制限に係る共同行為を実施すべきことを指示した場合において、次の各号に該当するときは、当該指示に係る合理化関係特定電子工業等を営む者に対し、当該指示の内容に従つて合理化関係電子機器等の規格を制限すべきことを主務省令で命ずることができる。

一 当該指示に従つて共同行為を実施している者の当該合理化関係電子機器等の生産額が当該合理化関係電子機器等の総生産額に対し相当の比率を占めているとき。

二 当該指示に係る合理化関係特定電子工業等を営む者であつて共同行為を実施していないものの事業活動が当該事業に係る高度化計画に定める合理化の目標を達成するのに著しく障害となつているとき。

三 第六条第三項の規定による指示によつては、当該合理化関係電子機器等の規格の制限をすることができないか又は著しく困難であるとき。

四 第二号に規定する状態が継続することは、当該合理化関係特定電子工業等の生産方式の改善に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがある」と認められるとき。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第十一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第六条第一項から第三項までの規定による指示に従つてする共同行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)

第十二条 主務大臣は、第六条第一項から第三項までの規定による指示をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 主務大臣は、第八条第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

(勧告)

第十三条 主務大臣は、合理化関係特定電子工業等を営む者が当該事業に係る高度化計画に定めるところに従つて事業の共同化又は生産すべき品種の専門化(以下「事業共同化等」という)を実施していると認められ、かつ、その事業共同化等を実施している者の当該合理化関係電子機器等の生産額が当該合理化関係電子機器等の総生産額に対し相当の比率を占めている場合において、その事業共同化等を実施している者以外の方が大規模な当該事業の開始又は当該事業の大規模な拡大をすることがその事業共同化等の実施に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがある」と認めるときは、当該事業の開始又は拡大をしようとする者に対し、その事業共同化等に参加し、又は事業の開始の時期、事業の拡大の時期若しくは事業の規模を変更すべきことを勧告す

ることができる。

2 前項の規定による勧告の内容は、当該事業に係る高度化計画に定める合理化の目標を達成するため必要な程度をこえないものであり、かつ、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないものでなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定による勧告をしようとするときは、当該事業の開始又は拡大をしようとする者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(合併等の場合の課税の特例)

第十四条 主務大臣は、特定電子工業等を営む者に対し、次の各号の一に該当するときは、政令で定めるところにより、当該各号に規定する合併、出資又は法人の設立が当該特定電子工業等を営む者の生産規模の拡大、生産方式の改善、生産技術の著しい向上又は機械の自動制御化等に関する技術的能力の向上に寄与するものであり、かつ、当該特定電子工業等に係る高度化計画に定める目標を達成するため必要なものである旨の承認をすることができる。

一 特定電子工業等を営む者が電子機器等を製造する事業を営む他の法人と合併するとき。

二 特定電子工業等を営む者が特定電子工業等を営む他の法人に対して出資するとき。

三 特定電子工業等を営む者が電子機器等を製造する事業を営む他の者とともに出資して特定電子工業等を営む法人を設立するとき。

2 主務大臣は、前項第二号又は第三号に規定する出資をする特定電子工業等を営む法人に対し同項の承認をする場合には、政令で定めるところにより、当該法人に対し、当該出資に係る資産が当該出資を受ける法人又は当該出資に基づいて設立される法人の営む特定電子工業等の用に供するため必要なものである旨の承認をあわせてすることができる。

3 第一項の承認を受けた法人が政令で定める期間内に当該承認を受けたところに従つて合併した場合又は、当該法人の当該合併に係る清算所

得については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、法人税を軽減し、又は免除する。

4 第一項及び第二項の承認を受けた法人が政令で定める期間内に第二項の承認に係る資産を出資した場合には、当該出資に係る益金の額に相当する金額は、租税特別措置法で定めるところにより、当該出資の日を含む事業年度の法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定による所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

5 第一項の承認に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は当該承認に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人が当該承認に係る次の事項について受ける登記については、租税特別措置法で定めるところにより、登録免許税を軽減する。

一 会社の設立又は資本若しくは出資の増加

二 法人の設立又は資本若しくは出資の増加の場合における不動産の取得

(審議会への諮問)

第十五条 主務大臣は、次に掲げる場合には、電子・機械工業審議会に諮問しなければならない。

一 第三条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 第三条第一項の規定により高度化計画を定め、又は第四条第一項の規定により高度化計画を変更しようとするとき。

三 第六条第一項から第三項までの規定による指示、第十条の規定による命令又は第十三条第一項の規定による勧告をしようとするとき。

(報告の徴収)

第十六条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定電子工業等を営む者又は合理化関係電子機器等を部品若しくは材料として使用して電子機器等を製造する事業を営む者に対し、その業務又は

經理の状況に關し報告をさせることができる。

(主務大臣)

第十七条 この法律において主務大臣は、特定電子工業については通商産業大臣とし、特定機械工業については当該機械の生産を所掌する大臣とする。

(罰則)

第十八条 第十条の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十九条 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十条 第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三条の違反行為をしたときは、行為を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の刑を科する。

附則

(施行期日)
1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、昭和五十三年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に對する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

(電子工業振興臨時措置法の廃止)

3 電子工業振興臨時措置法(昭和三十三年法律第二百七十一号)は、廃止する。

(罰則に關する経過措置)

4 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(通商産業省設置法の一部改正)

5 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中機械工業審議会の項及び電子情報処理振興審議会の項を次のように改める。

電子・機械工業審議会	電子工業その他の機械工業の振興に關する重要事項を調査審議すること。
情報処理振興審議会	情報処理の振興に關する重要事項を調査審議すること。

(中小企業信用保険法の一部改正)

6 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号を次のように改める。

一 会社及び個人であつて、特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法(昭和四十六年法律第 号)第二条第一項に規定する電子機器を製造する事業又は同法第三条第一項第二号の事業を行なうもの

(情報処理振興事業協会等)に關する法律の一部改正

7 情報処理振興事業協会等に關する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「電子情報処理振興審議会」を「情報処理振興審議会」に改める。

中小企業特恵対策臨時措置法案
中小企業特恵対策臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、特恵供与による需給構造の变化に對処し、中小企業の成長発展を図るため、中小企業者が行なう事業の転換を円滑にするための措置等を講じ、もつて国民經濟の健全な發展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特恵供与」とは、関稅暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第八条の二の規定により関稅についての特別の便益を与えること又は國際連合貿易開發會議の

決議に従い經濟が開發の途上にある国若しくは地域を原産地とする物品で外国において輸入されるものの關稅についての特別の便益を当該外国が与えることをいう。

2 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の總額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の總額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の總額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

(認定)

第三条 次の各号に該当する事業で政令で定めるもの(以下「特定事業」という)を行なう中小企業者であつて、当該特定事業について事業の転換を行なうとするものは、当該事業の転換に關する計画をその住所を管轄する都道府県知事に提出して、その計画が適當である旨の認定を受けることができる。

一 特恵供与により、当該事業の目的物たる物品と競争關係にある物品の輸入が増加し若しくは増加する見通しがあり、又は当該事業の目的物たる物品若しくはこれを使用した物品の輸出が減少し若しくは減少する見通しがあるため、当該事業を行なう相當数の中小企業

者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められること。

二 当該事業について行なう中小企業者の事業の転換を円滑にすることが特に必要であると認められること。

2 前項の政令の制定又は改廢の立案をしようとするときは、同項の政令の制定又は改廢に係る事業を所管する大臣は、中小企業近代化審議会の意見をきかなければならない。

8 第一項に規定するもののほか、同項の認定及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

(資金の確保)

第四条 国は、前条第一項の認定を受けた計画(以下「認定計画」という)に従つて事業の転換を行なうのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(中小企業信用保険法による特恵関連保証の特例)

第五条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という)又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という)の保険關係であつて、特恵関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて事業の転換を行なうのに必要な資金に係るものをいう。以下同じ)を受けた中小企業者に係るものについての同法第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同法第三条第一項中「保険価額の合計額」とあるのは「中小企業特恵対策臨時措置法第五条第一項に規定する特恵関連保証(以下「特恵関連保証」という)に係る保険關係の保険価額の合計額」とその他の保険關係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同法第三条の

二第一項中「保険価格の合計額が」とあるのは「特恵関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第三項中「当該保証をした」とあるのは「特恵関連保証及びその他の保証」と、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「特恵関連保証及びその他の保証」と、同法第三條の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「特恵関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同法第二項中「当該保証をした」とあるのは「特恵関連保証及びその他の保証」と、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「特恵関連保証及びその他の保証」と、同法第二項中「当該保証をした」とあるのは「特恵関連保証及びその他の保証」と、それぞれ当該保証をした」と、

構造の変化に対処して中小企業者の事業の転換を円滑にするための措置とあわせて、中小企業の近代化を促進するため必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(職業訓練の実施等)

第八条 国は、中小企業者が特恵供与による需給構造の変化に即応して事業の転換等を行なう場合においては、中小企業の従事者の職業及び生活の安定に資するため、職業訓練の実施、就職のあつせんその他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第九条 国及び都道府県は、中小企業者の依頼に応じ、当該中小企業者が特恵供与による需給構造の変化に即応することができるよう必要な指導及び助言を行なうものとする。

(報告の徴収)

第十条 都道府県知事は、中小企業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 普通保険の保険関係であつて、特恵関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三條第二項及び同法第五條の規定の適用については、同法第三條第二項中「百分の七十」とあり、同法第五條中「百分の七十(無担保保険及び特別小口保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、特恵関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四條の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第十二条 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第十三条 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

(課税の特例)

第十六条 特定事業を行なう中小企業者が当該特定事業の用に供している減価償却資産を認定計画に従つて廃棄又は譲渡をするときは、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、当該中小企業者に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

第六條 国及び都道府県は、特恵供与による需給

1 この法律は、昭和四十六年十月一日までの間において政令で定める日から施行する。

2 この法律は、施行の日から十年以内に廃止す

るものとする。

3 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第七号の四の次に次の一号を加える。

七の五 中小企業特恵対策臨時措置法(昭和四十六年法律第七号)の施行に関すること。

第四條第三項中「及び第七号の三」を、「第七号の三及び第七号の五」に改める。

普通保険」を「公庫と無担保保険の契約を締結している信用保証協会にあつては、無担保保険の保険関係、公庫と無担保保険の契約を締結していない信用保証協会にあつては、通商産業省令で定めるところにより次条第一項に規定する公害防止保険又は普通保険」に、「無担保保険又は普通保険」を「普通保険、無担保保険又は同項に規定する公害防止保険」に改める。

第三條の四第一項中「前条第一項」を「特別小口保険」に改め、同条を第三條の五とし、第三條の三の次に次の一条を加える。

第三條の四 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の公害防止施設のための費用、工場又は事業場の公害防止のためにする移転の費用その他の公害防止に要する費用で通商産業省令で定めるところに充てるために必要な資金(次条第二項に規定する借入金(給付の場合は、給付金)に係るものを除く)に係る金融機関からの借入れ(手形の割引又は給付を受けることを含む)による債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二千万円(その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるところであるときは、四千万円。以下同じ)をこえることができない保険(以下「公害防止保険」という)について、保証をした借入金の額(手形の割引の場合は手形金額、給付の場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額)の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、中小企業金融公庫、国民金融公庫又は環境衛生金融公庫(以下「金融機関」と総称する。))」を「銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関(以下単に「金融機関」という。))」に、「一千五百万円」を「二千五百万円」に、「三千万円」を「五千万円」に改め、同条第四項中「第三條の四第二項」を「第三條の五第二項」に改める。

第三條の二第三項中「普通保険」の下に「又は第三條の四第一項に規定する公害防止保険」を加え、「次条第一項」を「次条第一項に規定する特別小口保険」に改める。

第三條の三第一項中「又は次条第一項に規定する近代化保険」を「次条第一項に規定する公害防止保険又は第三條の五第一項に規定する近代化保険」に、「五十万円」を「八十万円」に改め、同条第二項中「又は無担保保険」を「無担保保険又は次条第一項に規定する公害防止保険」に、「五十万円」を「八十万円」に改め、同条第三項中「又は前条第一項」を「前条第一項又は次条第一項」に、「無担保保険(公庫と無担保保険の契約を締結していない信用保証協会にあつては、

2 公庫と公害防止保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証(無担保保険又は特別小口保険の保険関係が成立するものを除く)をした場合において、当該保証をした借入金の

第一項に、「無担保保険(公庫と無担保保険の契約を締結していない信用保証協会にあつては、

をした場合において、当該保証をした借入金の

額が二千万円（当該債務者たる中小企業者についてすでに公害防止保険の保険関係が成立している場合にあつては、二千万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）をこえないときは、当該保証については、公害防止保険の保険関係が成立するものとする。

3 第三条第二項及び第三項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

第五条 第七条及び第九条から第十一条までの規定中「特別小口保険」の下に「公害防止保険」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「五十万円」を「八十万円」に改める。

3 中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「二千五百万円」を「二千五百万円」に、「三千万円」を「五千万円」に改める。

附則第五条中「次条第一項」を「第三条の五第一項」に改める。

昭和四十六年二月二十三日印刷

昭和四十六年二月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局